

函館市建築物省エネ法に係る建築物の措置等に関する要綱

目次

第1章 総則

第2章 建築主が講ずべき措置

第1節 特定建築物の建築主の基準適合義務等

第3章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等

第4章 その他

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の規定により函館市長（以下「市長」という。）が行う認定等に関して、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法に定めのあるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 適合基準 法第2条第1項第3号に規定する基準をいう。
- (2) 認定基準 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定においては法第30条第1項各号に規定する基準をいう。
- (3) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。
- (4) 登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。

第2章 建築主が講ずべき措置

第1節 特定建築物の建築主の基準適合義務等

(事前相談)

第3条 特定建築行為をしようとする建築主（以下「建築主」という。）は、建築物エネルギー消費性能適合性判定を円滑に行うため、市長に事前相談をすることができる。

(軽微な変更に関する説明書)

第4条 建築主は、建築物エネルギー消費性能確保計画（以下「計画」という。）の変更が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第3条の軽微な変更（次条に規定する証明書の交付を受けるものを除く。）に該当する場合、建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（別記第1号様式）を建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に基づく完了検査申請書に添付して建築主事または建築副主事あて提出するものとする。

(軽微な変更に関する証明書の交付)

第5条 建築主は、計画の変更が規則第11条の規定に基づき、再計算によって基準適合が明らかな変更(計画の根本的な変更を除く。)に該当する場合、軽微変更該当証明申請書(別記第2号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請に係る変更が軽微な変更であると認めたときは、軽微変更該当証明書(別記第3号様式)を交付するものとする。

(計画等の取り下げ)

第6条 建築主は、市長に提出した計画もしくは前条第1項の規定による申請を取り下げようとする場合は、取下げ届(別記第4号様式)の正本1通および副本1通を市長に提出するものとする。

2 前項の場合において、計画もしくは申請書の正本およびその添付図書は返却しないものとする。

(計画の取りやめ)

第7条 建築主は、適合判定通知書の交付を受けた建築物の建築計画を取りやめようとする場合には、取りやめ届(別記第5号様式)の正本1通および副本1通に、適合判定通知書および計画の副本ならびにその添付図書を添えて市長に提出するものとする。

(一次エネルギー消費量の算定対象外の建築物の部分)

第8条 非住宅部分のうち一次エネルギー消費量の算定を要しない建築物の部分の用途は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 工場における生産エリア
- (2) 倉庫における冷凍室、冷蔵庫および定温室
- (3) データセンタにおける電算機室
- (4) 大学・研究所等におけるクリーンルーム等の特殊な目的のために設置される室

第9条から第11まで 削除

第3章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等

(事前相談)

第12条 法第29条第1項の規定による認定の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は当該申請を円滑に行うため、市長に事前相談をすることができる。

(事前審査)

第13条 申請者は、当該申請を行う前に、建築物エネルギー消費性能向上計画が認定基準に適合していることについて、住宅の用途のみに供する建築物である場合は登録住宅性能評価機関に、住宅以外の用途のみに供する建築物である場合は登録建築物エネルギー消費性能判定機関に、住宅および非住宅の用途に供する一の建築物(以下「複合建築物」という。)の場合は登録住宅性能評価機関および登録建築物エネルギー消費性能判

定機関に認定に係る技術的審査を依頼し、「建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証（以下「計画認定適合証」という。）（別記第9号様式）の交付を受けるものとする。

2 前項に定める計画認定適合証は、次の各号に定める認定基準の区分のすべてに適合することを証したものでなければならない。

- (1) 法第30条第1項第1号関係（外皮性能および一次エネルギー消費量の基準）
- (2) 法第30条第1項第2号関係（基本方針）
- (3) 法第30条第1項第3号関係（資金計画）
- (4) 法第30条第1項第4号関係（建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。）

（添付図書）

第14条 規則第20条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次表（ア）欄の区分に応じ、同表（イ）欄に定めるものとする。

	（ア）	（イ）
(1)	第13条第1項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関または登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けた場合	計画認定適合証の写し

2 申請者は、法第29条第1項または法第31条第1項に規定する認定の申請に併せて、法第30条第2項の申出を行おうとする場合は、認定に必要な図書に建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書を添えて市長に提出するものとする。

3 前項の申出に建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定を要する構造計算を含む場合には、北海道知事指定の指定構造計算適合性判定機関の判定を受け、同法第6条の3第7項の規定による適合判定通知書の写しを市長に提出するものとする。

（申請の取り下げ）

第15条 法第29条第1項または法第31条第1項に規定する認定の申請を取り下げようとする場合は、取下げ届（別記第10号様式）の正本1通および副本1通を市長に提出するものとする。

2 前項の場合において、認定申請書の正本およびその添付図書は返却しないものとする。

（建築等の取りやめ）

第16条 認定建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「認定計画」という。）の建築等を取りやめようとする場合には、取りやめ届（別記第11号様式）の正本1通および副本1通に、認定通知書および認定申請書の副本ならびにその添付図書を添えて市長に提出するものとする。

（認定しない旨の通知）

第17条 市長は、法第29条第1項または法第31条第1項に規定する認定の申請に係

る計画が認定基準に適合しない場合は、認定基準に適合しない旨の理由を記した、認定しない旨の通知書（別記第12号様式）により申請者に通知するものとする。

（報告の徴収）

第18条 認定建築主は、申請に係る建築物の建築の工事を完了したときは、工事完了報告書（別記第13号様式）により、認定計画に従って工事が行われた旨を市長に報告しなければならない。

2 法第32条により市長から報告を求められた認定建築主は、建築物の状況報告書（別記第14号様式）1部を市長に提出するものとする。

3 認定計画に基づく建築物の名義を変更した場合は、名義変更報告書（別記第15号様式）の正本1通および副本1通に、認定通知書および認定申請書の副本ならびにその添付図面を添えて市長に提出するものとする。

（改善命令）

第19条 市長は、法第33条の改善命令は、市長が必要と認めるときに、改善命令書（別記第16号様式）により行うものとする。

（認定の取り消し）

第20条 市長は、法第34条の規定による認定の取り消しは、市長が必要と認めるときに、認定取消通知書（別記第17号様式）により行うものとする。

第4章 その他

（その他）

第21条 前条までの規定により難い場合は、別途、市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書

年 月 日

函館市建築主事

函館市建築副主事 様

提出者氏名または名称

代表者の氏名

設計者氏名

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

(1) 建築物等の名称	
(2) 建築物等の所在地	
(3) 省エネ適合判定年月日・番号	
(4) 変更の内容	
☐ A 省エネ性能が向上する変更	
☐ B 一定範囲内の省エネ性能が減少する変更	
☐ C 再計算によって基準適合が明らかな変更（計画の抜本的な変更を除く）	
(5) 備考	
(注意) 1. この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。 2. (4) 変更の内容において、Aにチェックした場合には第二面に、Bにチェックした場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Cにチェックした場合には軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。	受付欄

(第二面)

【A 省エネ性能が向上する変更】

・変更内容は、☐チェックに該当する事項となる

- ☐ ①建築物高さもしくは外周長の減少
- ☐ ②外壁、屋根もしくは外気に接する床の面積の減少
- ☐ ③空調負荷の軽減となる外皮性能の変更
- ☐ ④設備機器の効率向上・損失低下となる変更
- ☐ ⑤設備機器の制御方法の効率向上・損失低下となる変更
- ☐ ⑥エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設、増設
- ☐ その他 ()

・上記☐チェックについて具体的な変更の記載欄

・添付図書等

(注意) 変更内容は、該当するものすべてにチェックすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(第三面)

【B 一定範囲内の省エネ性能が減少する変更】

・変更前のBEI = () < 0.9	
・変更となる設備の概要	
☐ 空気調和設備 変更内容記入欄	
☐ 機械換気設備 変更内容記入欄	
☐ 照明設備 変更内容記入欄	
☐ 給湯設備 変更内容記入欄	
☐ 太陽光発電 変更内容記入欄	
・添付図書等	
(注意) 変更となる設備は、該当するものすべてにチェックすることとし、チェックをした設備については、変更内容記入欄に概要を、第三面別紙に必要事項を記入した上で、変更内容を示す図書を添付してください。	

(第三面 別紙)

【空氣調和設備關係】

次に掲げる (い), (ろ) のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。

(イ) 外壁の平均熱貫流率について5%を越えない増加 かつ窓の平均熱貫流率について5%を超えない増加

外壁の平均熱貫流率について5%を越えない増加の確認

変更内容 ☐ 断熱材種類 ☐ 断熱材厚み
変更する方位 ☐ 全方位 ☐ 一部方位のみ（方位 ）
変更前・変更後の平均熱貫流率 . .
変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ） %

窓の平均熱貫流率について5%を越えない増加の確認

変更内容 ☐ ガラス種類 ☐ ブラインドの有無
 変更する方位 ☐ 全方位 ☐ 一部方位のみ（方位 ）
 変更前・変更後の平均熱貫流率
 変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ） %

(ろ) 熱源機器の平均効率について 10%を超えない減少

平均熱源効率 (冷房平均COP)

変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減
変更前・変更後の平均熱源効率
変更前 () 変更後 () 減少率 () %

平均熱源効率 (暖房平均COP)

変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減
変更前・変更後の平均熱源効率
変更前 () 変更後 () 減少率 () %

(第三面 別紙)

【機械換気設備関係】

評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる（い）、（ろ）のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。

（い）送風機の電動機出力について10%を超えない増加

室用途（ ）

変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減

変更前・変更後の送風機の電動機出力

変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ）%

室用途（ ）

変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減

変更前・変更後の送風機の電動機出力

変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ）%

（ろ）計算対象床面積について5%を超えない増加（室用途が「駐車場」「厨房」である場合のみ）

室用途（ 駐車場 ）

変更前・変更後の床面積

変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ）%

室用途（ 厨房 ）

変更前・変更後の床面積

変更前（ ） 変更後（ ） 増加率（ ）%

【照明設備関係】

評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる (い) に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。
(い) 単位面積あたりの照明器具の消費電力について 10%を超えない増加
室用途 () 変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減 変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力 変更前 () 変更後 () 増加率 () %
室用途 () 変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減 変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力 変更前 () 変更後 () 増加率 () %
室用途 () 変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減 変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力 変更前 () 変更後 () 増加率 () %
室用途 () 変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減 変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力 変更前 () 変更後 () 増加率 () %

(第三面 別紙)

【給湯設備関係】

評価の対象になる湯の使用用途毎につき、次に掲げる(い)に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。

(い) 給湯機器の平均効率について10%を超えない低下

湯の使用用途 ()

変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減

変更前・変更後の平均効率

変更前 () 変更後 () 減少率 () %

湯の使用用途 ()

変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減

変更前・変更後の平均効率

変更前 () 変更後 () 減少率 () %

湯の使用用途 ()

変更内容 ☐ 機器の仕様変更 ☐ 台数の増減

変更前・変更後の平均効率

変更前 () 変更後 () 減少率 () %

(第三面 別紙)

【太陽光発電関係】

下表に掲げる (い) , (ろ) のいずれかに該当し, これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。
(い) 太陽電池アレイのシステム容量について 2 %を超えない減少
変更前・変更後の太陽電池アレイのシステム容量 変更前 システム容量の合計値 () 変更後 システム容量の合計値 () 変更前・変更後のシステム容量減少率 () %
(ろ) パネル方位角について 30 度を超えない変更かつ傾斜角について 10 度を超えない変更
パネル番号 () パネル方位角 ☐ 30 度を超えない変更 () 度変更 パネル傾斜角 ☐ 10 度を超えない変更 () 度変更
パネル番号 () パネル方位角 ☐ 30 度を超えない変更 () 度変更 パネル傾斜角 ☐ 10 度を超えない変更 () 度変更

（第一面）

軽微変更該当証明申請書

年 月 日

函 館 市 長 様

提出者の住所または
主たる事務所の所在地
提出者の氏名または名称
代表者の氏名

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第11条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が同規則第3条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書および添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【軽微な変更をする建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定】

【適合判定通知番号】 第 号
【適合判定通知書交付年月日】 年 月 日
【適合判定通知書交付者】
【軽微な変更の概要】

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

別記第3号様式（第5条第2項関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第11条の規定による
軽微変更該当証明書

第 年 月 日 号

（建築主） 様

函館市長 印

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条の軽微な変更該当していることを証明します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 建築場所 函館市
- 3 建築物またはその部分の概要
- 4 軽微な変更をする建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定
適合判定通知番号 第 号
適合判定通知書交付年月日 年 月 日
適合判定通知書交付者

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

(参考様式)

設計内容説明書（モデル建物法）

建築物の名称	
建築物の所在地	
設計者等氏名	

【設計内容】

確認事項	確認項目	設計内容説明欄			確認欄
		項目	設計内容	記載図書	
建築物の概要	建築物に関する事項	用途	☐ 非住宅 ☐ 非住宅複合建築物 ☐ 非住宅・住宅複合建築物 ・住宅用途面積（ ）㎡	☐ 出力シート ☐ 概要書 ☐ 面積表 ☐	☐ 適 ☐ 否
		地域の区分	・建設地の地域の区分（ ）地域		
		階数	・地上（ ）階、地下（ ）階		
		床面積	・判定対象計算部分の床面積（ ）㎡		
	計算条件	適用モデル建物	☐ 単一モデル建物の適用 ☐ 複数モデル建物の適用（ ）用途		
外皮の概要	外壁等の性能	計算手法等	☐ 断熱材種別の選択による入力 ☐ 断熱材の性能及び厚さによる入力 ☐ 層構成に応じた計算による入力	☐ 出力シート ☐ 仕様表 ☐ 集計表 ☐	☐ 適 ☐ 否
	窓の性能	計算手法等	☐ 建具，ガラス種別の選択による入力 ☐ 建具種別，ガラス性能値による入力 ☐ 窓の性能値による入力	☐ 出力シート ☐ 仕様書 ☐ 集計表 ☐	☐ 適 ☐ 否
設備の概要	各設備の仕様等	対象の有無	・計算対象空調設備の有無 ☐ 有 ☐ 無 ・計算対象換気設備の有無 ☐ 有 ☐ 無 ・計算対象照明設備の有無 ☐ 有 ☐ 無 ・計算対象給湯設備の有無 ☐ 有 ☐ 無 ・計算対象昇降機の有無 ☐ 有 ☐ 無	☐ 出力シート ☐ 機器書 ☐ 集計表 ☐	☐ 適 ☐ 否
		太陽光発電	・太陽光発電の有無 ☐ 有 ☐ 無 有りの場合 ☐ 全量自家発電 ☐ 売電有り 年間日射地域区分（ ）区分	☐ 出力シート ☐ 設備図 ☐	
結果	適否等	一次エネ	・一次エネ基準への適合 ☐ 適合（BEI値： ） ☐ 不適合	☐ 出力シート	☐ 適 ☐ 否

別記第4号様式（第6条第1項関係）

取下げ届
(建築物エネルギー消費性能確保計画等)

年 月 日

函館市長 様

届出者住所
氏名・名称

次の建築物エネルギー消費性能確保計画の提出もしくは軽微変更該当証明書の申請を取り下げるので、函館市建築物省エネ法に係る建築物の措置等に関する要綱第6条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

1 取り下げる計画等の種別

☐ 建築物エネルギー消費性能確保計画

☐ 軽微変更該当証明申請書

2 提出または申請年月日

年 月 日

3 計画に係る建築物の位置

函館市

4 理由

※ 受付欄	※ 決裁欄

(注意)

- 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- ※欄は記入しないでください。

別記第5号様式（第7条関係）

取りやめ届
(建築物エネルギー消費性能確保計画)

年 月 日

函館市長

様

届出者住所
氏名・名称

次の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の計画を取りやめたいので、函館市建築物省エネ法に係る建築物の措置等に関する要綱第7条の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能適合性判定通知書（変更）番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能適合性判定通知書（変更）交付年月日
年 月 日
- 3 計画に係る建築物の位置
函館市
- 4 理由

※ 受付欄	※ 決裁欄

(注意)

- 1 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 ※欄は記入しないでください。

別記第9号様式（第13条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査

適合証

（依頼者の氏名または名称）様

（登録住宅性能評価機関等名）印

建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査業務規定に基づき、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項の認定基準のうち、以下に掲げる基準に適合していることを証します。

記

- 1 建築物の位置 函館市
- 2 建築物の名称
- 3 建築物の用途 ☐一戸建ての住宅 ☐共同住宅等 ☐非住宅建築物 ☐複合建築物
- 4 建築物の工事種別 ☐新築 ☐増築 ☐改築 ☐修繕または模様替
☐空気調和設備等の設置 ☐空気調和設備等の改修
- 5 申請の対象とする範囲 ☐建築物全体
☐建築物全体（建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る）
☐複合建築物の非住宅部分 ☐複合建築物の住宅部分
- 6 認定申請先の所管行政庁名 函館市
- 7 適合することを確認した認定基準
☐法第35条第1項第1号関係
☐外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項
☐一次エネルギー消費量に関する事項
☐法第35条第1項第2号関係（基本方針）
☐法第35条第1項第3号関係（資金計画）
☐法第35条第1項第4号関係（建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る）

技術的審査依頼年月日	年	月	日
認定申請予定日	年	月	日
適合証交付年月日	年	月	日
適合証交付番号			
審査員氏名			

注 この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができます。

別記第10号様式（第15条関係）

取下げ届
(建築物エネルギー消費性能向上計画)

年 月 日

函館市長 様

届出者住所
氏名・名称

次の認定の申請を取り下げるので、函館市建築物省エネ法に係る建築物の措置等に関する要綱第15条の規定に基づき届け出ます。

記

1 申請年月日

年 月 日

2 確認申請書提出（法第30条第2項に基づく申し出）の有無

有 無

3 申請に係る建築物の位置

函館市

4 理由

※ 受付欄	※ 決裁欄

(注意)

- 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- ※欄は記入しないでください。

別記第 1 1 号様式 (第 1 6 条関係)

取りやめ届
(認定建築物エネルギー消費性能向上計画)

年 月 日

函館市長 様

届出者住所
氏名・名称

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく下記の建築物の建築を取りやめたいので、函館市建築物省エネ法に係る建築物の措置等に関する要綱第 1 6 条の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 (変更認定) 番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 (変更認定) 年月日
年 月 日
- 3 確認の特例の有無 (法第 3 0 条第 2 項に基づく申し出)
有 無 (確認年月日・番号)
- 4 認定に係る建築物の位置
函館市
- 5 認定建築主 (計画の認定を受けた者) の氏名・名称
- 6 理由

※ 受付欄	※ 決裁欄

(注意)

- 1 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 ※欄は記入しないでください。

別記第12号様式（第17条関係）

認定しない旨の通知書
（建築物エネルギー消費性能向上計画）

年 月 日

（申請者） 様

函館市長

印

下記の申請については、下記の理由により、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項の規定による認定をしないこととしたので、これを通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、函館市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、函館市（代表者 函館市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。（なお、この通知または裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても処分または裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

記

1 申請年月日

年 月 日

2 申請者の住所

3 申請に係る建築物の位置

函館市

4 申請の対象とする範囲

☐建築物全体

☐複合建築物の非住宅部分

☐複合建築物の住宅部分

5 理由

別記第13号様式(第18条第1項関係)

工事完了報告書

年 月 日

函館市長 様

報告者住所
氏名・名称

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築工事が完了しましたので、函館市建築物省エネ法に係る建築物の措置等に関する要綱第18条第1項の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(変更認定)番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(変更認定)年月日
年 月 日
- 3 確認の特例の有無(法第30条第2項に基づく申し出)
有 無 (確認年月日・番号)
- 4 認定に係る建築物の位置
函館市
- 5 認定建築主
【氏名・名称】
【住所】
【電話番号】
- 6 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づき、建築物の建築工事が完了したことを確認した建築士等
【資格】 () 建築士 () 登録第 号
【住所】
【氏名】 印
【建築士事務所名】
【登録番号】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
【名 称】
【所 在 地】
- 7 工事中の軽微な変更の内容

※ 受付欄	※ 決裁欄

- (注意) 1 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 「7 工事中の軽微な変更の内容」は別紙とすることができます。また、必要に応じてその変更に係る図面を添付して下さい。
- 3 この報告書には、建築士法第20条第3項による「工事監理報告書」の写しを添付してください。
- 4 ※欄は記入しないでください。

別記第14号様式（第18条第2項関係）

建築物の状況報告書

年 月 日

函館市長 様

認定建築主住所

氏名・名称

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第32条の規定により、報告の求めのあった認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく次の建築物の新築等の状況について、函館市建築物省エネ法に係る建築物の措置等に関する要綱第18条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）年月日
年 月 日
- 3 確認の特例の有無（法第30条第2項に基づく申し出）
有 無 （確認年月日・番号 ）
- 4 認定に係る建築物の位置
函館市
- 5 認定の別
☐建築物全体 ☐複合建築物の非住宅部分 ☐複合建築物の住宅部分
- 6 認定建築主（計画の認定を受けた者）の氏名・名称
- 7 新築等の状況

※ 受付欄	※ 決裁欄

（注意）1 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

2 ※欄は記入しないでください。

別記第15号様式(第18条第3項関係)

名義変更報告書

年 月 日

函館市長 様

(新) 認定建築主住所
氏名・名称

(旧) 認定建築主住所
氏名・名称

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく下記の建築物の名義を変更したので、函館市建築物省エネ法に係る建築物の措置等に関する要綱第18条第3項の規定に基づき報告いたします。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(変更認定)番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(変更認定)年月日
年 月 日
- 3 確認の特例の有無(法第30条第2項に基づく申し出)
有 無 (確認年月日・番号)
- 4 認定に係る建築物の位置
函館市
- 5 認定の別
☐建築物全体 ☐複合建築物の非住宅部分 ☐複合建築物の住宅部分
- 6 変更の理由

※ 受付欄	※ 決裁欄

(注意)

- 1 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 認定通知書、認定申請書の副本、およびその添付図書を添えて提出してください。また、本報告書副本は認定通知書と共に保管してください。
- 3 ※欄は記入しないで下さい。

改善命令書

年 月 日

様

函館市長

印

下記の認定建築物エネルギー消費性能向上計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第33条の規定により、改善に必要な措置を命じます。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、函館市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、函館市（代表者 函館市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。（なお、この通知または裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても処分または裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）年月日
年 月 日
- 3 確認の特例の有無（法第30条第2項に基づく申し出）
有 無 （確認年月日・番号 ）
- 4 認定に係る建築物の位置
函館市
- 5 認定の別
☐建築物全体 ☐複合建築物の非住宅部分 ☐複合建築物の住宅部分
- 6 認定建築主の氏名・名称
- 7 命ずる措置
- 8 改善の期限
年 月 日

認定取消通知書

年 月 日

様

函館市長

印

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条の規定に基づき、次の認定建築物エネルギー消費性能向上計画について、その認定を取り消しましたので、これを通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、函館市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、函館市（代表者 函館市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。（なお、この通知または裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても処分または裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）年月日
年 月 日
- 3 確認の特例の有無（法第30条第2項に基づく申し出）
有 無 （確認年月日・番号 ）
- 4 認定に係る建築物の位置
函館市
- 5 認定の別
☐建築物全体 ☐複合建築物の非住宅部分 ☐複合建築物の住宅部分
- 6 認定建築主の氏名・名称
- 7 理由